

2010年2月12日

特別目的会社専門委員会の検討状況
ディスカッション・ポイント

連結範囲については、IASBが2009年第4四半期に最終基準化する予定であったことを踏まえ、2010年第1四半期に公開草案を公表する予定としていたが、IASBはFASBとのコンバージェンスを図る関係で、最終基準化を2010年第3四半期へ延期することとしている。

IASBの最終基準化は、内容の複雑さを考えるとさらに遅れる可能性もあると考えられ、その場合、我が国の対応、特にSPEに関する財務報告の改善が相当程度遅くなることも想定される（特に、いわゆる開発型のSPEの連結については見直すべき点があることは共通認識となっている。）。

このような背景の中、SPEの連結に関して、別途、短期的な対応を図るべきかどうかが進め方の検討点となっているが、対応の要否についてどのように考えるか。また、仮に短期的に対応することとした場合、[案1]、[案2]、[案3]のいずれの案を基礎に検討を進めるのが適切であるか。

[案1] プロジェクトをステップ1とステップ2に分割し、短期的な対応として、抜本的な見直しに先立ち、「SPEの取扱い」を削除する。

[案2] プロジェクトをステップ1とステップ2に分割し、短期的な対応として、抜本的な見直しに先立ち、「SPEの取扱い」を一部改正する。具体的には、「SPEの取扱い」の要件（①②）に加え、③の要件を追加する。

- ① SPEが、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該SPEが発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されている。
- ② 当該SPEの事業がその目的に従って適切に遂行されている。
- ③ 当該SPEが発行する証券を企業が所有していないこと。

[案3] [案2]の追加要件を以下とする。（いわゆる開発型SPEへの対応）

- ③ 「SPEの取扱い」について、資産の譲渡者にのみ適用を認める（出資者には認めない。）

以上